

各国税局 課税(第一)部長  
殿  
沖縄国税事務所次長

国税庁 個人課税課長  
資産課税課長

### 生活保護法第 29 条第 2 項の創設に伴う対応について (指示)

標題のことについては、平成 26 年 7 月 1 日から施行される生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年 12 月 13 日公布平成 25 年法律第 104 号。以下「改正法」という。）において、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 29 条が改正され、保護の実施機関及び福祉事務所長（以下「保護の実施機関等」という。）が保護の決定又は実施等に当たって行う要保護者の資産や収入などを確認するための調査について、新たに法第 29 条第 2 項を創設して官公署等に調査に対する回答義務を設ける等、一層の適正な実施を図るために調査権限の強化が図られた。

当該改正に伴い、国税当局においても一定の事項について回答義務の対象とされており、厚生労働省社会・援護局保護課より各都道府県、指定都市、中核市民生主管部（局）長あてに「生活保護法の一部改正による生活保護法第 29 条第 2 項の創設に伴う同条第 1 項に規定する関係先への調査実施に関する留意事項について」（別添参考 1）により通知されていることから、保護の実施機関等より調査依頼があった場合には、下記の事項に留意の上、適切に対応されたい。

### 記

#### 1 改正法の概要

- (1) 調査の対象者について、要保護者又はその扶養義務者と定められていたが、被保護者であった者（保護が廃止された者）及びその扶養義務者を追加したこと。
- (2) 調査事項について、資産及び収入の状況に加えて、就労又は求職活動の状況、健康状態、支出の状況等の事項を追加したこと。
- (3) 官公署、日本年金機構又は国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 3 条第 2 項に規定する共済組合等に対し、改正法及び平成 26 年厚生労働省令第 72 号（別添参考 2）で定める範囲の情報について、資料の閲覧又は資料の提供を求めた場合に回答を義務付けたこと。

## 2 照会内容

上記1に伴い、生活保護の受給に係る収入及び資産の状況に関する調査において、次の事項に係る照会があった場合には、下記3のとおり対応する。

- (1) 青色申告者である事業所得者の所得税青色申告決算書の情報（月別売上金額及び仕入金額）
- (2) 相続税及び贈与税に関する申告額等の情報

## 3 対応方法

厚生労働省社会・援護局保護課より各都道府県、指定都市、中核市民生主管部（局）長あてに「生活保護法第29条に基づく税務署長に対する資料の提供等の求めについて（通知）」（別添参考3）により、照会方法等が通知されている。

保護の実施機関等から、別紙1「生活保護法第29条の規定に基づく調査について」（依頼）により照会があった場合には、照会内容の区分に応じ、下記のとおり対応する。

なお、照会に対する回答については、できるだけ早期（提出依頼を受けてからおおむね2週間以内）に行うよう努める。

### (1) 所得税関係

#### イ 照会文書の審査

所得税青色申告決算書の情報（月別売上金額及び仕入金額）については、別紙2により照会がなされることから、照会文書の審査を行い、記載内容に不備がないか確認するとともに、不備がある場合には照会文書の再提出を依頼する。

#### ロ 回答書の作成

(イ) 照会文書に対する回答については、青色申告決算書の写しによることとするが、別紙3のとおり、月別売上金額及び仕入金額の欄のみ開示することに留意する。

おって、回答文書に係る決裁文書については、大分類：共通（報告関係）、中分類：照会関係書類、編さん区分：暦年、保存期間：5年として保存する。

(ロ) 照会対象者の青色申告決算書の写しを作成後、別紙4-1「生活保護法第29条の規定に基づく照会に対する回答について（回答）」を付し、個人課税第一部門統括官の決裁を受ける。

(ハ) 対象者が存在しない場合、青色申告でない場合及び転出している場合は、別紙4-2「生活保護法第29条の規定に基づく照会に対する回答について（回答：対象者無）」により回答する。

### (2) 相続税及び贈与税関係

#### イ 照会文書の審査

相続税及び贈与税に関する申告額等の情報については、別紙5により照会がなされることから、照会文書の審査を行い、記載内容に不備（相続開始年月日の記載がない等）がないか確認するとともに、不備がある場合には照会文書の再提出を依頼する。

#### ロ 回答書の作成

照会対象者に係る申告等情報に基づき、別紙6「生活保護の受給に係る資産調査について（回答）」を作成し、適宜の方法により、資産課税（担当）部門統括官の決裁を受ける。

なお、照会対象者に係る申告等情報がない場合及び照会対象者が自署管内の納税者でない場合については、回答様式の「該当情報の有無」欄を「無」として回答する。

おって、回答文書に係る決裁文書については、大分類：共通（報告関係）、中分類：照会関係書類、編さん区分：暦年、保存期間：5年として保存する。

（注） 別紙6の「4 その他」欄については、「3 贈与税に関する情報」の「② 暦年課税に係る贈与税の課税財産の種類と価額」欄の種類が多数ある場合などに使用し、原則として使用しない。

様式第 21 号

未定稿

番 号  
年 月 日

殿

福祉事務所長  
氏 名

公印

生活保護法第 29 条の規定に基づく調査について（依頼）

保護の決定若しくは実施又は生活保護法（以下「法」という。）第 77 条若しくは法第 78 条の規定の施行のために必要がありますので、法第 29 条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当事務所において厳秘資料として扱いますので念のため申し添えます。

記

## （参考 1）生活保護法

第 29 条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 3 条第 2 項に規定する共済組合等（以下「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第 24 条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。

一～三 （略）

四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五 （略）

## （参考 2）生活保護法施行令

第 2 条の 2 法第 29 条第 1 項第 1 号に規定する政令で定める事項は、支出の状況及び法第 4 条第 2 項に規定する他の法律に定める扶助の状況（収入の状況を除く。）とする。

## 生活保護の受給に係る収入の状況に関する調査について（照会）

生活保護法第 29 条の規定に基づき、下記の者に係る「所得税青色申告決算書（一般用）」に記載のある「月別売上（収入）金額及び仕入金額」に関する情報について照会します。

## 記

( ｺﾞﾈｲ ﾀｸ )	性別	生年月日	照会年分	保護の開始日
国 税 太 郎	Ⓜ 女	M・T・Ⓢ・H 50・1・1	平成 25 年分	平成 26 年 1 月
東京都千代田区霞が関×-××-×× ※要保護者が申告を行った際の納税地を記載すること。				

平成  年分

第  号

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	仕入金額
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
決算 調整額		
繰越金		
計		

別紙 4 - 1

第●●●号

平成●年●月●日

●●●社会福祉事務所長 殿

●●●税務署長  
財務事務官

公印

生活保護法第 29 条の規定に基づく照会に対する回答について（回答）

生活保護法第 29 条の規定に基づき、平成●年●月●日付で照会がありました件につきましては、別添のとおり回答いたします。

●●●社会福祉事務所長 殿

●●●税務署長  
財務事務官

公印

生活保護法第 29 条の規定に基づく照会に対する回答について（回答）

生活保護法第 29 条の規定に基づき、平成●年●月●日付で照会がありました件につきましては、下記のとおり回答いたします。

## 記

平成●年●月●日付で照会がありました以下の者に係る「所得税青色申告決算書（一般用）」に係る情報については、当署にはありません。

( コゼイ 知 )	性別	生年月日	照会年分	保護の開始日
国 税 太 郎	男	M・T・S・H	平成 25 年分	平成 26 年 1 月
	女	50・1・1		

東京都千代田区霞が関×-××-××



## 生活保護の受給に係る資産調査について（照会）

生活保護法第 29 条の規定に基づき、下記の対象者に係る相続税又は贈与税の申告情報等について照会します。

## 記

項目	対象者 1	対象者 2	対象者 3
フリガナ			
氏名			
性別			
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
住所			
保護の開始日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
相続・贈与の別	相続・贈与	相続・贈与	相続・贈与
相続開始年月日 (又は受贈年分)	平成__年__月__日 (平成__年分)	平成__年__月__日 (平成__年分)	平成__年__月__日 (平成__年分)
※ フリガナ			
※ 被相続人氏名			
※ 被相続人住所			

(注) ※は相続の場合のみ記載。

福祉事務所長 殿

税務署長

財務事務官 \_\_\_\_\_ 印

## 生活保護の受給に係る資産調査について（回答）

生活保護法第 29 条の規定に基づき、平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付（〇〇〇号）で照会があった件について、下記のとおり回答いたします。

## 記

## 1 調査対象者に関する情報

項 目	対象者 1	対象者 2	対象者 3
フリガナ			
氏 名			
性 別			
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

## 2 相続税に関する情報

項 目	対象者 1	対象者 2	対象者 3
該当情報の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
① 納付税額	円	円	円
② 還付税額	円	円	円
相続税の課税財産の価額	③ 土地の価額	円	円
	④ 家屋、構築物の価額	円	円
	⑤ 事業（農業）用財産の価額	円	円
	⑥ 有価証券の価額	円	円
	⑦ 現金、預貯金等の価額	円	円
	⑧ 家庭用財産の価額	円	円
	⑨ 上記③～⑧以外の財産の価額	円	円
⑩ 相続時精算課税適用財産の価額	円	円	円
⑪ 債務等の金額	円	円	円
⑫ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額	円	円	円

### 3 贈与税に関する情報

項目	対象者1	対象者2	対象者3
該当情報の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
① 納付税額	円	円	円
② 暦年課税に係る贈与税の課税財産の種類と価額	(種類) 円	(種類) 円	(種類) 円
③ 住宅取得等資金のうち非課税の適用を受ける金額	円	円	円
④ 相続時精算課税に係る贈与税の課税財産の種類と価額	(種類) 円	(種類) 円	(種類) 円

### 4 その他

(案)

社援保発 第 号  
平成 年 月 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

生活保護法の一部改正による生活保護法第29条第2項の創設に伴う  
同条第1項に規定する関係先への調査実施に関する留意事項について

今般、生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号。以下「改正法」という。）が平成25年12月13日に公布され、平成26年7月1日から施行することとしている。

これにより、生活保護法（昭和25年法律第144号）第29条が改正され、新たに生活保護法第29条第2項を創設して官公署等に回答義務を設けるなど、保護の決定又は実施等に当たって行う要保護者の資産や収入などを確認するための調査について、一層の適切な実施を図るために調査権限の強化を図ったところである。

これに伴い、今般、生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令（平成26年厚生労働省令第●号。以下「情報省令」という。）を制定し、回答義務の範囲について示したところであるが、下記のとおり、本通知により、回答義務の範囲を更に詳細に整理するとともに、今般の改正法による改正後の生活保護法（以下「新法」という。）第29条による調査の実施に当たって留意事項を整理したので、管内実施機関及び関係機関に対し周知方お願いしたい。

また、回答義務の範囲については、新法別表第一の備考に定めるところにより、情報省令の制定に当たって関係府省と協議を行っており、その際、併せて本通知の別紙についても協議を行っているので、念のため申し添える。

## 記

### 第1 改正の趣旨

従前より、保護の実施機関及び福祉事務所長（以下「保護の実施機関等」という。）は保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者から必要な書類を的確に提出させるとともに、必要がある場合は要保護者の状況について、官公署に対し調査を囑託し、又は関係人に対し報告を求めることができる旨規定した改正法による改正前の生活

保護法（以下「旧法」という。）第29条に基づき調査を実施いただいているところである。

今回、生活保護の不正事案に厳正に対処するとともに、国民の信頼を確保するためにも適正な保護の実施が必要であることから、保護の実施機関等が保護の決定及び実施又は新法第77条若しくは第78条の規定の施行（以下「保護の決定又は実施等」という。）のために行う調査権限の拡大を図ることとしたものである。

なお、今回の改正では、保護の決定又は実施のために行う場合だけでなく、扶養義務者に対する費用の徴収や不正受給の費用徴収を行う場合若しくはそれらを検討する場合にも調査を実施できることを明示したこと、また、近年の他の社会保障関係法における同様の調査規定との関係等も踏まえ、他の行政機関等に「調査を囑託」を、「必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め」と文言を改めているが、特段これまでの事務の変更を意図したものではないので、念のため申し添える。

## 第2 改正の概要

- 1 調査の対象者について、旧法では、要保護者又はその扶養義務者と定められていたが、被保護者であった者（保護が廃止された者）及びその扶養義務者を追加したこと。
- 2 調査事項について、資産及び収入の状況に加えて、就労又は求職活動の状況、健康状態、支出の状況等の事項を追加したこと。
- 3 官公署、日本年金機構又は国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、新法及び情報省令で定める範囲の情報について、資料の閲覧又は資料の提供を求めた場合に回答を義務づけたこと。

## 第3 関係先調査の実施に関する留意事項

- 1 新法第29条による調査については、適正な保護の決定又は実施等に当たって、第4の表の範囲において実施が認められるものであることから、保護の実施機関等にあっては、第1の改正の趣旨を踏まえ、効果的・効率的な調査を行うよう努めること。
- 2 関係先調査の実施に当たっては、従前と同様に、原則として、申請時又は申請後直ちに保護の実施機関等が行う資産、収入の状況等に関する関係先調査に同意する旨を記した書面（同意書）に、署名捺印をさせ申請者から提出させること。

なお、今般の法改正により調査範囲等が変更されたこと等に伴い、別途「生活保護法施行細則準則について」（平成12年3月31日社援発第871号。以下「施行細則準則」という。）様式第12号別添3に定める同意書様式を改正したので、現に保護を受けている者についても、適宜、様式変更後の同意書の提出を求めること。

## 第4 関係先調査の範囲

新法第29条では、保護の決定又は実施等のため必要があると認めるときに行う調査の範囲について、下表のとおり調査対象者、調査事項を定めている。

下表中、過去に被保護者であった者の調査の実施は、保護の実施機関等が保護の決定又は実施等のために必要であると認める場合の年限に制限はないが、保護決定調書等の保存期間を踏まえ5年を標準とすること。ただし、当該情報を所有する官公署等及び関係人においては、当該情報に係る文書等の保存期間内であって管理している範囲において回答が可能であることに留意すること。

また、過去に被保護者であった者の※印の事項に係る調査の実施は、保護を受けていた期間に限るものであること。

【表】

(A)	調査対象者 (B)	調査事項 (C)
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護者</li> <li>・過去に被保護者であった者 (法第29条第1項第1号関係)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名</li> <li>・住所又は居所</li> <li>・資産の状況 (※)</li> <li>・収入の状況 (※)</li> <li>・生業若しくは就労又は求職活動の状況 (※)</li> <li>・扶養義務者の扶養の状況 (※)</li> <li>・他の法律に定める扶助の状況 (※)</li> <li>・健康状態</li> <li>・他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況</li> <li>・支出の状況 (※)</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護者の扶養義務者</li> <li>・過去に被保護者であった者の扶養義務者 (法第29条第1項第2号関係)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名</li> <li>・住所又は居所</li> <li>・資産の状況 (※)</li> <li>・収入の状況 (※)</li> </ul>

#### 第5 新法第29条第2項の創設により回答義務の対象となる情報に係る調査の実施

適正な保護の決定又は実施等に当たっては、当該要保護者に対する保護の実施責任を負う保護の実施機関等以外の関係先の保有する情報の提供を受けることが必要不可欠である。そのため、新法第29条第2項において、上記表(A)欄の1に定める調査対象者、調査事項であって、かつ新法別表第一に掲げる情報にあつては、保護の実施機関等が官公署等に行う情報提供の求めに対して、回答を義務付けたところである。

回答義務の対象となる情報を当該官公署等に求める場合の留意事項は以下のとおりである。

なお、回答義務の対象となる情報以外の情報については、相手方に情報提供を義務付けるものではないが、法第29条に基づく関係先調査は、個人情報保護法第23条第1号等の「法令に基づく場合」に当たるものと解されていることに鑑み協力が得られるよう調整を行うこと。

## 1 回答義務の範囲等

回答義務の対象となる情報に係る調査の実施について、保護の実施機関等が官公署等に提供する情報、官公署等から保護の実施機関に提供される回答義務の対象となる情報及び調査先等は別紙のとおりであること。

## 2 調査方法

保護の実施機関等が、回答義務の対象となる情報にかかる調査を行う際は、調査対象者を特定した上で施行細則準則様式第21号に定める調査依頼書に、別紙に定める「保護の実施機関が提供する情報」を記載すること。その上で、別紙に定める調査先ごとの回答義務の対象となる情報を記載した任意の調査票を作成し、施行細則準則様式第21号に定める調査依頼書に添付の上、郵送等確実に調査先に到達する方法により行うこと。

なお、調査先との関係で「資料の閲覧」により行う場合にあっては、上記の取扱いに準じ、当該調査先と調整の上で行うこと。

また、この調査は、回答を義務化しているため、同意書を添付する必要はない。ただし、調査に回答義務の対象とならない情報が含まれる場合には、当然に同意書の添付を要することとなるので留意すること。

## 3 調査先からの回答

保護の実施機関等から上記2により調査が行われた場合、調査先は、別紙に定める回答義務の対象となる情報について調査し、回答することとなる。

なお、調査先による回答は、保護の実施機関等が作成した調査票によるほか調査先の内部帳票等により行われることもある。

また、回答義務の対象となっている情報であっても、調査先で現に保有していない場合には当該情報が得られないこととなるので留意すること。

## 4 調査の留意点

調査依頼時点ですでに調査対象者（世帯）に係る回答義務の対象となる情報が判明している場合には、その内容を調査票に可能な範囲で記入するなど、円滑かつ効率的に必要な回答が得られるよう配慮した上で調査すること。

なお、新法第29条第2項の創設により、資料の閲覧又は資料の提供を求めた場合において、一部の範囲の情報に係る回答を義務付けたものであるが、改正法によって回答義務の対象となった情報について、すべからく調査を行う必要があるということではないこと。今回の改正を契機に、いたずらに調査を行うことは、調査先に過度な負担を生じさせ、かえって回答が著しく遅滞するなどの事態もあり得るものであることから、真に調査が必要か否か検討をした上で、適切に調査依頼を行うべきであることに改めて留意すること。

【別紙】(案)

○ 回答義務の対象となる情報に係る調査の実施について、調査項目、官公署等から保護の実施機関に提供される回答義務の対象となる情報(調査先から提供される情報)、調査先及び調査対象者を特定するために保護の実施機関等が官公署等に提供する情報(保護の実施機関等が提供する情報)については、以下のとおりとする。  
 なお、「収入の状況に関するもの」については、継続的に生計の一助となり、定期的に支払われる現金給付に限ることとし、一時金は除いている。

調査項目に係る根拠法	調査項目	調査先から提供される情報	調査先	保護の実施機関等が提供する情報
<b>【資産の状況に関するもの】</b>				
1 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)	自動車登録ファイルに登録された自動車	自動車登録ファイルに記録を受けた自動車の所有者又は使用者として記録された事項	地方運輸支局(運輸支局長あて) 自動車検査登録事務所(事務所長あて) 神戸運輸監理部兵庫陸運部(運輸監理部長あて) 沖縄総合事務局陸運事務所、官古運輸事務所又は八重山運輸事務所(事務所長あて)	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日・自動車の登録番号
2 相続税法(昭和25年法律第73号)	相続税	別添の事項	被相続人の住所地を管轄する税務署	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・被相続人の氏名・被相続人の住所・相続開始年月日・保護の開始
3 相続税法	贈与税	別添の事項	調査対象者の所在地を管轄する税務署	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・受贈年月日・保護の開始日
4 地方税法	自動車取得税	別添の事項	都道府県税務担当課 都道府県税務事務所	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・受贈年月日・保護の開始日
5 地方税法	自動車税	別添の事項	都道府県税務担当課 都道府県税務事務所	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・受贈年月日・保護の開始日
6 地方税法	固定資産税	別添の事項	市町村税務担当課 (東京都23区の区域内は都税事務所)	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・受贈年月日・保護の開始日
7 地方税法	軽自動車税	別添の事項	市町村税務担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・受贈年月日・保護の開始日
<b>【収入の状況に関するもの】</b>				
調査項目に係る根拠法	調査項目	調査先から提供される情報	調査先	保護の実施機関等が提供する情報
1 恩給法(大正12年法律第48号)	年金である給付	金額・支給された期間	総務省政策統括官(恩給担当) 恩給業務管理官	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
2 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)	未支給の保険給付(3から14までに係るものに限る。)	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
3 労働者災害補償保険法	休業補償給付	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
4 労働者災害補償保険法	障害補償年金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
5 労働者災害補償保険法	遺族補償年金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
6 労働者災害補償保険法	傷病補償年金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
7 労働者災害補償保険法	休業給付	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
8 労働者災害補償保険法	障害年金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日



9	労働者災害補償保険法	遺族年金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
10	労働者災害補償保険法	障害年金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
11	労働者災害補償保険法	障害補償年金前払一時金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
12	労働者災害補償保険法	遺族補償年金前払一時金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
13	労働者災害補償保険法	障害年金前払一時金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
14	労働者災害補償保険法	遺族年金前払一時金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
15	戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)	障害年金	金額・支給された期間	厚生労働省社会・援護局援護課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
16	戦傷病者戦没者遺族等援護法	遺族年金	金額・支給された期間	厚生労働省社会・援護局援護課審査室	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
17	戦傷病者戦没者遺族等援護法	遺族給与金	金額・支給された期間	厚生労働省社会・援護局援護課審査室	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
18	未帰還者留守家族等援護法(昭和28年法律第161号)	留守家族手当	金額・支給された期間	厚生労働省社会・援護局援護企画課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
19	戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)	療養手当	金額・支給された期間	厚生労働省社会・援護局援護企画課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
20	雇用保険法(昭和49年法律第116号)	未支給の失業等給付(21から30までに係るものに限る。)	金額・支給された期間	管轄のハローワーク雇用保険給付部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
21	雇用保険法	基本手当	金額・支給された期間	管轄のハローワーク雇用保険給付部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
22	雇用保険法	技能習得手当	金額・支給された期間	管轄のハローワーク雇用保険給付部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
23	雇用保険法	寄宿手当	金額・支給された期間	管轄のハローワーク雇用保険給付部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
24	雇用保険法	傷病手当	金額・支給された期間	管轄のハローワーク雇用保険給付部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
25	雇用保険法	日雇労働求職者給付金	金額・支給された期間	管轄のハローワーク雇用保険給付部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
26	雇用保険法	教育訓練給付金	金額・支給された期間	管轄のハローワーク雇用保険給付部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
27	雇用保険法	高齢雇用継続基本給付金	金額・支給された期間	管轄のハローワーク雇用保険給付部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日

28	雇用保険法	高年齢再就職給付金	金額・支給された期間	管轄のハローワーク雇用保険給付部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
29	雇用保険法	育児休業給付金	金額・支給された期間	管轄のハローワーク雇用保険給付部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
30	雇用保険法	介護休業給付金	金額・支給された期間	管轄のハローワーク雇用保険給付部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
31	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)	特別遺族年金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
32	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(昭和23年法律第47号)	職業訓練受講給付金	金額・支給された期間	管轄のハローワーク職業相談部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
33	予防接種法(昭和23年法律第68号)	障害児養育年金	金額・支給された期間	市町村予防接種事業担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
34	予防接種法	障害年金	金額・支給された期間	市町村予防接種事業担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
35	予防接種法	遺族年金	金額・支給された期間	市町村予防接種事業担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
36	児童手当法(昭和46年法律第73号)	児童手当	金額・支給された期間	市町村児童手当担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
37	児童手当法	特例給付	金額・支給された期間	市町村児童手当担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
38	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号)	職業転換給付金(就職促進手当及び技能習得手当に限る。)	金額・支給された期間	地方運輸局船員職業安定窓口(船員に限る。)	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
39	国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和52年法律第94号)	給付金(訓練待期手当、就職促進手当及び技能習得手当に限る。)	金額・支給された期間	地方運輸局船員職業安定窓口(船員に限る。)	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
40	船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和52年法律第96号)	就職促進給付金(訓練待期手当、就職促進手当及び技能習得手当に限る。)	金額・支給された期間	地方運輸局船員職業安定窓口(船員に限る。)	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
41	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)	就職促進給付金(訓練待期手当、就職促進手当及び技能習得手当に限る。)	金額・支給された期間	地方運輸局船員職業安定窓口(船員に限る。)	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
42	所得税法(昭和40年法律第33号)	所得税	別添の事項	調査対象者の所在地を管轄する税務署	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始日
43	生活保護法(昭和25年法律第144号)	生活扶助	金額・支給された期間	福祉事務所生活保護担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
44	生活保護法	教育扶助	金額・支給された期間	福祉事務所生活保護担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
45	生活保護法	住宅扶助	金額・支給された期間	福祉事務所生活保護担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
46	生活保護法	医療扶助	金額・支給された期間	福祉事務所生活保護担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日

47	生活保護法	介護扶助	金額・支給された期間	福祉事務所生活保護担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
48	生活保護法	出産扶助	金額・支給された期間	福祉事務所生活保護担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
49	生活保護法	生業扶助	金額・支給された期間	福祉事務所生活保護担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
50	生活保護法	葬祭扶助	金額・支給された期間	福祉事務所生活保護担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
51	生活保護法	就労自立給付金	金額・支給された期間	福祉事務所生活保護担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
52	児童扶養手当法(昭和36年法律第236号)	児童扶養手当	金額・支給された期間	福祉事務所児童扶養手当担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
53	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)	母子家庭自立支援給付金	金額・支給された期間	福祉事務所母子家庭自立支援給付金担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
54	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)	障害児福祉手当	金額・支給された期間	福祉事務所障害児福祉手当担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
55	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	特別障害者手当	金額・支給された期間	福祉事務所特別障害者手当担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
56	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	経過的福祉手当	金額・支給された期間	福祉事務所経過的福祉手当担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
57	地方税法	道府県民税	別添の事項	市町村税務担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始日
58	地方税法	市町村民税	別添の事項	市町村税務担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始日
59	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)	年金である保険給付	金額・支給された期間	管轄の年金事務所	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
60	国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)	年金である給付	金額・支給された期間	国家公務員共済組合連合会年金部年金相談室	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
61	国家公務員共済組合法	傷病手当金	金額・支給された期間	各省庁等国家公務員共済組合	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
62	国家公務員共済組合法	出産手当金	金額・支給された期間	各省庁等国家公務員共済組合	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
63	国家公務員共済組合法	休業手当金	金額・支給された期間	各省庁等国家公務員共済組合	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
64	国家公務員共済組合法	育児休業手当金	金額・支給された期間	各省庁等国家公務員共済組合	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
65	国家公務員共済組合法	介護休業手当金	金額・支給された期間	各省庁等国家公務員共済組合	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日

66	国民年金法（昭和34年法律第141号）	年金である給付	金額・支給された期間	管轄の年金事務所	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
67	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）	年金である給付	金額・支給された期間	各地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
68	地方公務員等共済組合法	傷病手当金	金額・支給された期間	所属する地方公務員共済組合	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
69	地方公務員等共済組合法	出産手当金	金額・支給された期間	所属する地方公務員共済組合	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
70	地方公務員等共済組合法	休業手当金	金額・支給された期間	所属する地方公務員共済組合	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
71	地方公務員等共済組合法	育児休業手当金	金額・支給された期間	所属する地方公務員共済組合	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
72	地方公務員等共済組合法	介護休業手当金	金額・支給された期間	所属する地方公務員共済組合	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
73	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）	特別障害給付金	金額・支給された期間	管轄の年金事務所	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
74	私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）	年金である給付	金額・支給された期間	日本私立学校振興・共済事業団年金部年金第二課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
75	私立学校教職員共済法	傷病手当金	金額・支給された期間	日本私立学校振興・共済事業団業務部短期給付課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
76	私立学校教職員共済法	出産手当金	金額・支給された期間	日本私立学校振興・共済事業団業務部短期給付課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
77	私立学校教職員共済法	休業手当金	金額・支給された期間	日本私立学校振興・共済事業団業務部短期給付課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
78	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	特別児童扶養手当	金額・支給された期間	（特別児童扶養手当）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 （障害児福祉手当、特別障害者手当）福祉事務所担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
79	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）	傷病手当金の支給	金額・支給された期間	市町村国民健康保険担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
80	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）	傷病手当金の支給	金額・支給された期間	後期高齢者医療広域連合傷病手当金担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
81	雇用対策法（昭和41年法律第132号）	職業転換給付金（就職促進手当）	金額・支給された期間	管轄する労働局総務部総務課（会計課）	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
82	雇用対策法	職業転換給付金（訓練手当） ※うち認定就労困難者及び失業者に対するもの	金額・支給された期間	管轄する労働局総務部総務課（会計課）	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
83	雇用対策法	職業転換給付金（訓練手当） ※うち認定就労困難者及び失業者に対するものを除く	金額・支給された期間	都道府県	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
84	公官健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）	障害補償費	金額・支給された期間	都道府県公官健康被害補償担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日

85	公害健康被害の補償等に関する法律	遺族補償費	金額・支給された期間	都道府県公害健康被害補償担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
86	公害健康被害の補償等に関する法律	児童補償手当	金額・支給された期間	都道府県公害健康被害補償担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
87	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)	医療特別手当	金額・支給された期間	都道府県又は広島市若しくは長崎市被爆者援護担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
88	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	特別手当	金額・支給された期間	都道府県又は広島市若しくは長崎市被爆者援護担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
89	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	家族介護手当	金額・支給された期間	都道府県又は広島市若しくは長崎市被爆者援護担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
90	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成18年法律第1号)による廃止前の国会議員互助年金法(昭和33年法律第70号)	年金である給付	金額・支給された期間	総務省政策統括官(恩給担当)恩給業務管理官	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
91	執行官法の一部を改正する法律(平成19年法律第18号)による改正前の執行官法(昭和41年法律第111号)	年金である給付	金額・支給された期間	総務省政策統括官(恩給担当)恩給業務管理官	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日

【その他】

調査項目に係る根拠法	調査項目	調査先から提供される情報	調査先	保証の実務機関等が提供する情報	
3	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律	認定職業訓練又は公共職業訓練等の指示	有無・実施日	管轄のハローワーク職業相談部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
4	職業安定法(昭和22年法律第141号)	職業紹介	有無・実施日	管轄のハローワーク職業相談部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
5	職業安定法	職業指導	有無・実施日	管轄のハローワーク職業相談部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
6	健康増進法(平成14年法律第103号)	健康増進事業(健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第4条の2各号に掲げる事業に限る。)	有無・実施日・内容	市町村健康増進事業担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
7	戸籍法(昭和22年法律第124号)	戸籍又は除かれた戸籍	戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書	市町村戸籍担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日・本籍地
8	船員職業安定法(昭和23年法律第130号)	船員職業紹介	有無・実施日	地方運輸局船員職業安定窓口	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
9	船員職業安定法	職業指導	有無・実施日	地方運輸局船員職業安定窓口	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
10	船員職業安定法	部員職業補導	有無・実施日	地方運輸局船員職業安定窓口	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日

11	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）	職業訓練	有無・実施期間	都道府県又は市町村職業能力開発担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
12	国民健康保険法	健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業	有無・実施日・内容	市町村国民健康保険担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
13	高齢者の医療の確保に関する法律	特定健康診査	有無・実施日・内容	市町村国民健康保険担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
14	高齢者の医療の確保に関する法律	特定保健指導	有無・実施日・内容	市町村国民健康保険担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
15	高齢者の医療の確保に関する法律	健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業	有無・実施日・内容	広域連合健診・保健指導課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日

【別添】(案)

- 回答義務の対象となる国税情報について、調査先から提供されるものは、以下のとおりとする。
- 回答義務の対象となる地方税情報について、主な事項は以下のとおりであるが、具体的な事項については、従前の取扱いを参考としつつ、調査先と調整の上で実施すること。
- なお、税情報については、要保護者に関するもののみ対象となるので、留意すること。

【国税情報】	
1. 相続税関係情報 (要保護者に限る。)	(1) 納付税額
	(2) 還付税額
	(3) 相続税の課税財産のうち、土地の価額
	(4) 相続税の課税財産のうち、家屋・構築物の価額
	(5) 相続税の課税財産のうち、事業(農業)用財産の価額
	(6) 相続税の課税財産のうち、有価証券の価額
	(7) 相続税の課税財産のうち、現金、預貯金等の価額
	(8) 相続税の課税財産のうち、家庭用財産の価額
	(9) 相続税の課税財産のうち、(3)から(8)まで以外の財産の価額
	(10) 相続時精算課税適用財産の価額
	(11) 債務等の金額
	(12) 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額
2. 贈与税関係情報 (要保護者に限る。)	(1) 納付税額
	(2) 暦年課税に係る贈与税の課税財産の種類と価額
	(3) 住宅取得等資金のうち非課税の適用を受ける金額
	(4) 相続時精算課税に係る贈与税の課税財産の種類と価額
3. 所得税関係情報 (要保護者に限る。)	所得税青色申告決算書に記載のある月別売上(収入)金額及び仕入金額に関する情報
【地方税情報】	
1. 市町村民税/道府県 民税関係情報	(1) 市町村民税道府県民税申告書中下記の事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収入金額等(各区分ごと)</li> <li>・ 所得金額(各区分ごと)</li> <li>・ 生命保険料控除</li> <li>・ 地震保険料控除</li> <li>・ 扶養控除</li> <li>・ 16歳未満の扶養親族</li> <li>・ 給与所得の内訳</li> <li>・ 事業・不動産所得に関する事項</li> <li>・ 配当所得に関する事項</li> <li>・ 雑所得(公的年金等以外)に関する事項</li> <li>・ 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項</li> <li>・ 別居の扶養親族等に関する事項</li> </ul>
	(2) 給与支払報告書中下記の事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支払金額</li> <li>・ 生命保険料の控除額</li> <li>・ 地震保険料の控除額</li> </ul>
2. 自動車取得税/自動車 税/軽自動車税関係 情報	(1) 自動車取得税・自動車税申告(報告)書/軽自動車税申告(報告)書中下記の事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録(取得)年月日</li> <li>・ 車体の形状</li> <li>・ 車名(通称名)</li> <li>・ 型式</li> <li>・ 車台番号</li> <li>・ 主たる定置場</li> <li>・ 所有形態</li> <li>・ 申告区分</li> <li>・ 取得原因</li> </ul>
	(2) 軽自動車税申告(報告)書(原動機付自動車・小型特殊自動車)中下記の事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申告の理由</li> <li>・ 種別</li> <li>・ 車名(通称名)</li> <li>・ 型式及び年式</li> <li>・ 車体番号</li> <li>・ 主たる定置場</li> <li>・ 販売/譲渡証明年月日</li> <li>・ 所有形態</li> </ul>

3. 固定資産税関係情報	(1) 課税明細書中下記の事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資産</li> <li>・ 土地又は家屋の所在</li> <li>・ 前年度分の課税標準額</li> <li>・ 当該年度価格</li> <li>・ 当該年度課税標準額</li> </ul>
	(2) 土地名寄帳中下記の事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地の所在</li> <li>・ 地目</li> <li>・ 地積</li> <li>・ 価格</li> <li>・ 課税標準額</li> </ul>
	(3) 家屋名寄帳中下記の事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家屋の所在</li> <li>・ 家屋番号</li> <li>・ 床面積</li> <li>・ 価格</li> </ul>
	(4) 償却資産申告書(償却資産課税台帳)中下記の事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業種目</li> <li>・ 事業開始年月</li> <li>・ 取得価額(資産の種類ごと)</li> <li>・ 評価額(資産の種類ごと)</li> <li>・ 決定価格(資産の種類ごと)</li> <li>・ 課税標準額(資産の種類ごと)</li> <li>・ 事業所等資産の所在地</li> </ul>



○厚生労働省令第 号

生活保護法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四百号)の施行に伴い、及び生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)別表第一の規定に基づき、生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令を次のように定める。

平成二十六年 月 日

厚生労働大臣 田村 憲久

生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令

第一条 生活保護法(以下「法」という。)別表第一の一の項の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)の規定により支給される年金である給付の額及び支給期間に関するものとする。

第二条 法別表第一の二の項第一号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる給付の額及び支給期間に関するものとする。

- 一 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第十一条第一項の規定により請求することができる未支給の保険給付(次号から第十一号までに掲げる保険給付に係るものに限る。)
- 二 労働者災害補償保険法第十二条の八第二項の規定により支給される保険給付(同条第一項第二号に掲げる休業補償給付、同項第三号に掲げる障害補償給付(同法第十五条第一項の障害補償年金に限る。))又は同法第十二条の八第一項第四号に掲げる遺族補償給付(同法第十六条の遺族補償年金に限る。))に限る。
- 三 労働者災害補償保険法第十二条の八第三項の規定により支給される傷病補償年金
- 四 労働者災害補償保険法第二十二条の二第一項の規定により支給される休業給付
- 五 労働者災害補償保険法第二十二条の三第一項の規定により支給される障害給付(同条第二項の障害年金に限る。)
- 六 労働者災害補償保険法第二十二条の四第一項の規定により支給される遺族給付(同条第二項の遺族年金に限る。)
- 七 労働者災害補償保険法第二十三条第一項の規定により支給される傷病年金
- 八 労働者災害補償保険法附則第五十九条第一項の規定により支給される障害補償年金前払一時金

- 九 労働者災害補償保険法附則第六十条第一項の規定により支給される遺族補償年金前払一時金
- 十 労働者災害補償保険法附則第六十二条第一項の規定により支給される障害年金前払一時金
- 十一 労働者災害補償保険法附則第六十三条第一項の規定により支給される遺族年金前払一時金
- 2 法別表第一の二の項第二号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる給付の額及び支給期間に関するものとする。
  - 一 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）第七条の規定により支給される障害年金
  - 二 戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十三条第一項の規定により支給される遺族年金
  - 三 戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十三条第二項の規定により支給される遺族給与金
- 3 法別表第一の二の項第三号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）第五条第一項の規定により支給される留守家族手当の額及び支給期間に関するものとする。
- 4 法別表第一の二の項第四号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第十八条第一項の規定により支給される療養手当の額及び支給期間に関するものとする。
- 5 法別表第一の二の項第五号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる給付の額及び支給期間に関するものとする。
  - 一 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第十条の三第一項の規定により請求することができる未支給の失業等給付（次号から第十一号までに掲げる失業等給付に係るものに限る。）
  - 二 雇用保険法第十三条第一項の規定により支給される基本手当（同法附則第五条第一項の規定により支給されるものを含む。）
  - 三 雇用保険法第三十六条第一項の規定により支給される技能習得手当
  - 四 雇用保険法第三十六条第二項の規定により支給される寄宿手当
  - 五 雇用保険法第三十七条第一項の規定により支給される傷病手当
  - 六 雇用保険法第四十五条の規定により支給される日雇労働求職者給付金
  - 七 雇用保険法第六十条の二第二項の規定により支給される教育訓練給付金

- 八 雇用保険法第六十一条第一項の規定により支給される高年齢雇用継続基本給付金
- 九 雇用保険法第六十一条の二第一項の規定により支給される高年齢再就職給付金
- 十 雇用保険法第六十一条の四第一項の規定により支給される育児休業給付金
- 十一 雇用保険法第六十一条の六第一項の規定により支給される介護休業給付金
- 6 法別表第一の二の項第六号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第五十九条第一項の規定により支給される特別遺族給付金（同条第二項の特別遺族年金に限る。）の額及び支給期間に関するものとする。
- 7 法別表第一の二の項第七号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第七条第一項の規定により支給される職業訓練受講給付金の額及び支給期間に関するものとする。
- 8 法別表第一の二の項第八号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる事項の実施の有無及び実施していたときはその実施日に関するものとする。
  - 一 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第八条第一項の規定により公共職業安定所が行う職業

紹介又は職業指導

- 二 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が行う就職支援措置を受けることの指示
- 第三条 法別表第一の三の項第一号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第一項の規定により支給される給付（同法第十六条第一項第二号若しくは同条第二項第二号に掲げる障害児養育年金、同条第一項第三号若しくは同条第二項第三号に掲げる障害年金又は同項第四号に掲げる遺族年金に限る。）の額及び支給期間に関するものとする。
- 2 法別表第一の三の項第二号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる給付の額及び支給期間に関するものとする。
  - 一 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第四条第一項の規定により支給される児童手当
  - 二 児童手当法附則第二条第一項の規定により支給される特例給付
- 3 法別表第一の三の項第三号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る健

康増進法（平成十四年法律第百三三号）第十九条の二の規定により市町村が行う健康増進事業の実施の有無並びに実施していたときはその実施日及び内容に関するものとする。

4 法別表第一の三の項第四号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げるものに記載した事項に関するものとする。

一 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第六条の規定に基づき編製された戸籍

二 戸籍法第十二条第一項の規定に基づき除かれた戸籍

第四条 法別表第一の四の項第一号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる事項の実施の有無及び実施していたときはその実施日に関するものとする。

一 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第五条第三号の規定により地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次号において同じ。）が行う船員職業紹介

二 船員職業安定法第五条第四号の規定により地方運輸局長が行う職業指導又は部員職業補導

2 法別表第一の四の項第二号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条の自動車登録ファイルに登録を受けた自動車の所

有者又は使用者として記録された事項に関するものとする。

3 法別表第一の四の項第三号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第十三条第一項の規定により支給される職業転換給付金（同項第一号又は第二号に掲げる給付金に限る。）の額及び支給期間に関するものとする。

4 法別表第一の四の項第四号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時特措法（昭和五十二年法律第九十四号）第七条第一項の規定により支給される給付金（同項第一号に掲げる訓練待期手当若しくは就職促進手当又は同項第二号に掲げる技能習得手当に限る。）の額及び支給期間に関するものとする。

5 法別表第一の四の項第五号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第三条第一項の規定により支給される就職促進給付金（同項第一号又は第二号に掲げる給付金に限る。）の額及び支給期間に関するものとする。

6 法別表第一の四の項第六号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であつた者に係る本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）第二十條第一項の規定により支給される就職促進給付金（同項第一号又は第二号に掲げる給付金に限る。）の額及び支給期間に関するものとする。

第五條 法別表第一の五の項第一号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者に係る次に掲げるものに記載された事項に関するものとする。

- 一 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十七條から第二十九條までに規定する申告書
- 二 前号に掲げる申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八條第二項に規定する期限後申告書、同法第十九條第三項に規定する修正申告書又は同法第二十八條第一項に規定する更正通知書若しくは決定通知書

2 法別表第一の五の項第二号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第四百九條の規定により青色申告書に添付すべき書類（事業所得の金額の計算に関する明細書に限る。）に記載された事項に関するものとする。

第六條 法別表第一の六の項第一号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であつた者に係る次に掲げる事項に関するものとする。

- 一 法第十九條第一項の規定による保護の決定及び実施
- 二 法第五十五條の四第一項の規定により支給される就労自立給付金の額及び支給期間
- 2 法別表第一の六の項第二号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であつた者に係る児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四條第一項の規定により支給される児童扶養手当の額及び支給期間に関するものとする。
- 3 法別表第一の六の項第三号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であつた者に係る母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十一條の規定により支給される母子家庭自立支援給付金の額及び支給期間に関するものとする。
- 4 法別表第一の六の項第四号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であつた者に係る次に掲げる手当の額及び支給期間に関するものとする。
  - 一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第十七條の規定により支

給される障害児福祉手当

- 二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条の二の規定により支給される特別障害者手当
- 五 法別表第一の六の項第五号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定により支給される福祉手当の額及び支給期間に関するものとする。

第七条 法別表第一の七の項第一号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者に係る次に掲げる税の税額又はその算定の基礎となる事項に関するものとする。

- 一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第二項第一号の道府県民税
- 二 地方税法第四条第二項第七号の自動車取得税
- 三 地方税法第四条第二項第九号の自動車税
- 四 地方税法第五条第二項第一号の市町村民税
- 五 地方税法第五条第二項第二号の固定資産税
- 六 地方税法第五条第二項第三号の軽自動車税

- 2 法別表第一の七の項第二号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第三項の規定により行う求職者に対する職業訓練の実施の有無及び実施していたときはその期間に関するものとする。

第八条 法別表第一の八の項第一号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定により支給される年金である給付の額及び支給期間に関するものとする。

- 2 法別表第一の八の項第二号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定により支給される年金である保険給付の額及び支給期間に関するものとする。

- 3 法別表第一の八の項第三号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定により支給される年金である給付の額及び支給期間に関するものとする。

- 4 法別表第一の八の項第四号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る国

民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）の規定により支給される年金である給付の額及び支給期間に  
関するものとする。

5 法別表第一の八の項第五号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であつた者に係る地  
方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）の規定により支給される年金である給付の額及  
び支給期間に関するものとする。

6 法別表第一の八の項第六号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であつた者に係る特  
定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）第三条第一項の規  
定により支給される特別障害給付金の額及び支給期間に関するものとする。

第九条 法別表第一の九の項第一号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であつた者に係  
る次に掲げる給付の額及び支給期間に関するものとする。

一 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定に  
より支給される傷病手当金

二 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十七条第一項の規定に

より支給される出産手当金

三 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十八条の規定により支  
給される休業手当金

2 法別表第一の九の項第二号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であつた者に係る次  
に掲げる給付の額及び支給期間に関するものとする。

一 国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定により支給される傷病手当金

二 国家公務員共済組合法第六十七条第一項の規定により支給される出産手当金

三 国家公務員共済組合法第六十八条の規定により支給される休業手当金

四 国家公務員共済組合法第六十八条の二第一項の規定により支給される育児休業手当金

五 国家公務員共済組合法第六十八条の三第一項の規定により支給される介護休業手当金

3 法別表第一の九の項第三号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であつた者に係る次  
に掲げる給付の額及び支給期間に関するものとする。

一 地方公務員等共済組合法第六十八条第一項の規定により支給される傷病手当金

- 二 地方公務員等共済組合法第六十九条第一項の規定により支給される出産手当金
  - 三 地方公務員等共済組合法第七十条の規定により支給される休業手当金
  - 四 地方公務員等共済組合法第七十条の二第一項の規定により支給される育児休業手当金
  - 五 地方公務員等共済組合法第七十条の三第一項の規定により支給される介護休業手当金
- 第十条 法別表第一の十の項第一号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる事項に関するものとする。

- 一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十八条第二項の規定により支給される傷病手当金の額及び支給期間
- 二 国民健康保険法第八十二条第一項の規定により保険者が行う健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施の有無並びに実施していたときはその実施日及び内容

2 法別表一の十の項第二号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる事項に関するものとする。

- 一 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十条の規定により保険者が行う特定健康診査の実施の有無並びに実施していたときはその実施日及び内容
  - 二 高齢者の医療の確保に関する法律第二十四条の規定により保険者が行う特定保健指導の実施の有無並びに実施していたときはその実施日及び内容
  - 三 高齢者の医療の確保に関する法律第八十六条第二項の規定により支給される傷病手当金の額及び支給期間
  - 四 高齢者の医療の確保に関する法律第二百五条第一項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施の有無並びに実施していたときはその実施日及び内容
- 第十一条 法別表第一の十一の項第一号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の規定により支給される特別児童扶養手当の額及び支給期間に関するものとする。

2 法別表第一の十一の項第二号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る



雇用対策法（昭和四十一年法律第三百二十二号）第十八条の規定により支給される職業転換給付金（同条第一号又は第二号に掲げる給付金に限る。）の額及び支給期間に関するものとする。

第十二条 法別表第一の十二の項の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第三条第二項の規定により支給される補償給付（同条第一項第二号に掲げる障害補償費、同項第三号に掲げる遺族補償費又は同項第五号に掲げる児童補償手当に限る。）の額及び支給期間に関するものとする。

第十三条 法別表第一の十三の項の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる手当等の額及び支給期間に関するものとする。

- 一 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十四条の規定により支給される医療特別手当
- 二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十五条の規定により支給される特別手当
- 三 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第三十一条の規定により支給される介護手当（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）第十八条第二項第二号に掲げる区分

に該当する場合に支給されるものに限る。）

第十四条 法別表第一の十四の項第一号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）の規定により支給される年金である給付の額及び支給期間に関するものとする。

2 法別表第一の十四の項第二号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定により支給される年金である給付の額及び支給期間に関するものとする。

#### 附 則

この省令は、生活保護法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年七月一日）から施行する。

(案)

社援保発○第○号  
平成26年○月○日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

生活保護法第29条に基づく税務署長に対する資料の提供等の求めについて(通知)

生活保護法の一部を改正する法律(平成25年法律第104号)による改正後の生活保護法(昭和25年法律第144号)第29条については、「生活保護法の一部改正による生活保護法第29条第2項の創設に伴う同条第1項に規定する関係先への調査実施に関する留意事項について」(平成26年○月○日付け社援保発○第○号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)により通知しているところであるが、このうち、税務署長に対して資料の提供等を求める場合の取扱いについては、下記のとおりとすることとしたので、御了知の上、管内の実施機関に対し周知方お願いしたい。

なお、本通知の内容については、国税庁と協議を行っているものであるので、念のため申し添える。

#### 記

- 1 税務署長に対して、要保護者の相続税又は贈与税の申告情報等について照会する際は、別添1の照会様式により行うこととすること。
- 2 1のうち要保護者の相続税の申告情報等について照会する場合にあつては、相続に係る死亡者の住所地を所轄する税務署あてに照会すること。
- 3 税務署長に対して、要保護者の「所得税青色申告決算書(一般用)」に記載のある「月別売上(収入)金額及び仕入金額」に関する情報について照会する際は、別添2の照会様式により行うこととすること。  
なお、当該照会により得られる情報は、要保護者の商・工業や自由職業などの自営業から生ずる売上(収入)金額及び仕入金額の月別金額のみであることに留意すること。
- 4 3の照会に当たっては、あらかじめ、青色申告の適用の有無及び青色申告決算書の控を保有しているか否かについて要保護者に確認した上で、青色申告の適用があり、かつ、青色申告決算書の控を保有していない場合など、真に必要なときに限り行うこと。また、

照会する際は、当該要保護者が申告に係る書類を提出した税務署あてに照会すること。

- 5 税務署長に対する照会は、繁忙期となる確定申告時期（2月・3月）に集中しないよう、照会先における事務負担を考慮して行うこと。

## 生活保護の受給に係る資産調査について（照会）

生活保護法第 29 条の規定に基づき、下記の対象者に係る相続税又は贈与税の申告情報等について照会します。

## 記

項目	対象者 1	対象者 2	対象者 3
フリガナ			
氏名			
性別			
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
住所			
保護の開始日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
相続・贈与の別	相続・贈与	相続・贈与	相続・贈与
相続開始年月日 (又は受贈年分)	平成__年__月__日 (平成__年分)	平成__年__月__日 (平成__年分)	平成__年__月__日 (平成__年分)
※ フリガナ			
※ 被相続人氏名			
※ 被相続人住所			

(注) ※は相続の場合のみ記載。

生活保護の受給に係る収入の状況に関する調査について（照会）

生活保護法第29条の規定に基づき、下記の者に係る「所得税青色申告決算書（一般用）」に記載のある「月別売上（収入）金額及び仕入金額」に関する情報について照会します。

記

( 姓 名 )	性別	生年月日	照会年分	保護の開始日
国 税 太 郎	男 女	M・T・ <u>S</u> ・H 50・1・1	平成25年分	平成26年1月
東京都千代田区霞が関×-××-×× ※要保護者が申告を行った際の納税地を記載すること。				